

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則
(香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部改正)

第1条 香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県母子福祉資金、<u>父子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則</p> <p>目次 第1章・第2章 略 第3章 <u>父子福祉資金の貸付け</u> (第17条の2—第17条の10) 第4章・第5章 略 附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第23条<u>並びに令第31条の7及び第38条</u>において準用する令第23条の規定に基づき、<u>母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金</u>及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 母子福祉資金貸付金 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第13条及び第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(2) <u>父子福祉資金貸付金</u> <u>法第31条の6第1項から第3項まで及び同条第4項</u>において準用する法第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(3) <u>寡婦福祉資金貸付金</u> <u>法第32条第1項及び第2項並びに同条第4項</u></p>	<p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則</p> <p>目次 第1章・第2章 略 第3章・第4章 略 附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第23条及び<u>令第38条</u>において準用する令第23条の規定に基づき、<u>母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金</u>の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子福祉資金貸付金 <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第13条及び第14条に規定する貸付金をいう。</p> <p>(2) <u>寡婦福祉資金貸付金</u> <u>法第32条第1項及び第3項</u>において準用する</p>

において準用する法第14条に規定する貸付金をいう。

(4)・(5) 略

(6) 市福祉事務所長 第4号に規定するもののうち、市の設置する福祉事務所の長をいう。

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第4条 略

- (1) 申請者及びその扶養する法第13条第1項に規定する児童（申請者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）の扶養する法第13条第1項に規定する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない女子、配偶者のない女子に扶養されている法第13条第1項に規定する児童又は法附則第3条に規定する児童である事実を証明することのできる書類
- (3) 令第7条第1号又は第2号に規定する母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（第2号様式）
- (4) 令第7条第3号に規定する母子修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第7条第4号又は第5号に規定する母子技能習得資金又は母子修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第7条第6号に規定する母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第7条第7号に規定する母子医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第7条第8号に規定する母子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第7条第9号に規定する母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書（第3号様式）
- (10) 令第7条第11号に規定する母子就学支度資金の貸付けを受けようと

法第13条第1項及び第3項並びに第14条に規定する貸付金をいう。

(3)・(4) 略

(5) 市福祉事務所長 第3号に規定するもののうち、市の設置する福祉事務所の長をいう。

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第4条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童（申請者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）の扶養する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない女子、配偶者のない女子に扶養されている児童又は法附則第3条に規定する児童である事実を証明することのできる書類
- (3) 令第7条第1号又は第2号に規定する事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（第2号様式）
- (4) 令第7条第3号に規定する修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第7条第4号又は第5号に規定する技能習得資金又は修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第7条第6号に規定する就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第7条第7号に規定する医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第7条第8号に規定する生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第7条第9号に規定する住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書（第3号様式）
- (10) 令第7条第11号に規定する就学支度資金の貸付けを受けようと

するときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類

- (11) 令第7条第12号に規定する母子結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
(12) 略

第5条 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子福祉資金（団体）貸付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
(2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法第14条各号に掲げる者については、その事実を証明することのできる書類
(4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

（借用書の提出）

第7条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書（第5号様式）又は母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書（第6号様式）にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（据置期間の延長）

第8条 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

（氏名、住所等の変更）

第9条 略

2・3 略

4 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体が名称、主たる事務所の所在地又は理事の氏名若しくは住所に変更を生じたときは、当

ときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類

- (11) 令第7条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
(12) 略

第5条 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金（団体）貸付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子福祉団体の定款
(2) 当該母子福祉団体の登記事項証明書
(3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものについては、その事実を証明することのできる書類
(4) 当該母子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

（借用書の提出）

第7条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子寡婦福祉資金借用書（第5号様式）又は母子寡婦福祉資金（団体）借用書（第6号様式）にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（据置期間の延長）

第8条 令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書（第7号様式）に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

（氏名、住所等の変更）

第9条 略

2・3 略

4 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体が名称、主たる事務所の所在地又は理事の氏名若しくは住所に変更を生じたときは、当該母子

該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、速やかに、その旨を県福祉事務所長に届け出なければならない。

- 5 知事は、令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときであっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

（休学等の届出）

第10条 令第7条第3号に規定する母子修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに、休学届（第8号様式）又は復学届（第9号様式）を県福祉事務所長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第11条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

- 2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第13条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子父子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子父子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

（貸付けの停止）

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やか

福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体は、速やかに、その旨を県福祉事務所長に届け出なければならない。

- 5 知事は、令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、県の区域（高松市の区域を除く。第28条において同じ。）外に住所を変更したときであっても、当該資金の貸付けを継続して行うものとする。

（休学等の届出）

第10条 令第7条第3号に規定する修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに、休学届（第8号様式）又は復学届（第9号様式）を県福祉事務所長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第11条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該母子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

- 2 前項の規定により母子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子寡婦福祉資金増額申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第13条 現に令第7条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、いつでも、母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書（第11号様式）又は母子寡婦福祉資金減額申出書（第12号様式）により県福祉事務所長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出ることができる。

2 略

（貸付けの停止）

第14条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、令第12条の規定により貸付けが将来に向かってやめられるべき事由が生じたときは、速やか

に、母子父子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2～4 略

（償還金の支払猶予）

第16条 令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（償還の免除）

第17条 法第15条第1項の規定による母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書（第15号様式）により知事に申請しなければならない。

2 略

第3章 父子福祉資金の貸付け

（父子福祉資金の貸付けの申請）

第17条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童（法第31条の6第1項に規定する児童をいう。以下この号及び次号において同じ。）（申請者が法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）の扶養する児童である場合にあっては、申請者及びその者を扶養している者）に関する戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者が配偶者のない男子又は配偶者のない男子に扶養されている児童である事実を証明することのできる書類
- (3) 令第31条の5第1号又は第2号に規定する父子事業開始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第31条の5第3号に規定する父子修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第31条の5第4号又は第5号に規定する父子技能習得資金又は父子修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業す

に、母子寡婦福祉資金借主資格喪失届（第13号様式）を県福祉事務所長に届け出なければならない。

2～4 略

（償還金の支払猶予）

第16条 令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還猶予申請書（第14号様式）により県福祉事務所長に申請しなければならない。

2 略

（償還の免除）

第17条 法第15条第1項の規定による母子福祉資金貸付金の償還の免除を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金償還免除申請書（第15号様式）により知事に申請しなければならない。

2 略

る施設の長の証明書

- (6) 令第31条の5第6号に規定する父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第31条の5第7号に規定する父子医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア 医療を受ける場合 医師の診断書
- イ 介護を受ける場合 介護保険法の規定により介護に要する費用を保険者が被保険者に代わり事業者又は施設に支払うときは当該介護に要する費用の額から保険者が支払う費用の額を控除した額を証する書類、同法の規定により介護に要する費用を保険者が被保険者に対し直接支給するときは当該介護に要する費用の額を証する書類
- (8) 令第31条の5第8号に規定する父子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア 知識技能を習得している場合 現に技能習得する施設の長の証明書
- イ 医療を受ける場合 前号アに定める書類
- ウ 介護を受ける場合 前号イに定める書類
- エ 失業している場合 受給資格者証の写し。ただし、受給資格者証を得られない者にあつては、離職証明書類
- (9) 令第31条の5第9号に規定する父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書
- (10) 令第31条の5第11号に規定する父子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第31条の5第12号に規定する父子結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) その他知事が必要と認める書類

第17条の3 法第31条の6第4項において準用する法第14条（各号を除く。）の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、父子福祉資金（団体）貸付申請書（第17号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
- (2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法第31条の6第4項各号に掲げる者については、その事実を証明することのできる書

類

(4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書

(5) その他知事が必要と認める書類

(貸付決定等の通知)

第17条の4 知事は、第17条の2又は前条の規定による申請に対し、父子福祉資金貸付金を貸し付ける旨の決定をしたとき、又は父子福祉資金貸付金を貸し付けない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第17条の5 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書又は母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第17条の6 令第31条の6第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に対し、据置期間を延長する旨の決定をしたとき、又は据置期間を延長しない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(氏名、住所等の変更等)

第17条の7 第9条及び第10条の規定は、父子福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第31条の6第1項から第3項まで」と、「次項及び第3項」とあるのは「第17条の7において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第31条の7において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第17条の10において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条の7において準用する第9条第1

項」と、同条第5項中「令第7条第3号から第5号まで又は第8号」とあるのは「令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号」と、「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第31条の5第3号」と、「母子修学資金」とあるのは「父子修学資金」と読み替えるものとする。

(父子福祉資金貸付金の増額)

第17条の8 現に令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号に規定する父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金の貸付けを受けている者は、その父子福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該父子福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により父子福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(増額貸付決定等の通知)

第17条の9 知事は、前条第1項の規定による申請に対し、父子福祉資金貸付金を増額して貸し付ける旨の決定をしたとき、又は父子福祉資金貸付金を増額して貸し付けない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(準用規定)

第17条の10 第13条から第17条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
	母子修学資金、母子技能習得	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金

	資金、母子修業資金又は母子生活資金	
第13条第2項	前項	第17条の10において準用する第13条第1項
第14条第1項及び第3項	令第12条	令第31条の7において準用する令第12条
第14条第2項	前項	第17条の10において準用する第14条第1項
第14条第3項	第1項又は前項	第17条の10において準用する第14条第1項又は第2項
第14条第4項	令第13条	令第31条の7において準用する令第13条
第15条	令第16条	令第31条の7において準用する令第16条
第16条第1項	令第19条第1項	令第31条の7において準用する令第19条第1項
第16条第2項	前項	第17条の10において準用する第16条第1項
第17条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第17条第2項	前項	第17条の10において準用する第17条第1項

第4章 略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第18条 法第32条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(第18号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者(申請者が法第6条第4項に規定する寡婦(以下「寡婦」という。)の扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者である場合)あつては、

第3章 略

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第18条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(第16号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者(申請者が法第6条第3項に規定する寡婦(以下「寡婦」という。)の扶養する20歳以上である子その他これに準ずる者である場合)あつては、

申請者及びその者を扶養している者)に関する戸籍謄本又は抄本

- (2) 略
- (3) 令第36条第1号又は第2号に規定する寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第36条第3号に規定する寡婦修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第36条第4号又は第5号に規定する寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第36条第6号に規定する寡婦就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第36条第7号に規定する寡婦医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第36条第8号に規定する寡婦生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第36条第9号に規定する寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設(購入・補修・保全・改築・増築)計画書
- (10) 令第36条第11号に規定する寡婦就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第36条第12号に規定する寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) 略

第19条 法第32条第4項において準用する法第14条(各号を除く。)の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、寡婦福祉資金(団体)貸付申請書(第19号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子・父子福祉団体の定款
- (2) 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、寡婦については、その事実を証明することのできる書類
- (4) 当該母子・父子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計

申請者及びその者を扶養している者)に関する戸籍謄本又は抄本

- (2) 略
- (3) 令第36条第1号又は第2号に規定する事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- (4) 令第36条第3号に規定する修学資金の貸付けを受けようとするときは、現に在学する学校長の在学証明書
- (5) 令第36条第4号又は第5号に規定する技能習得資金又は修業資金の貸付けを受けようとするときは、現に技能習得又は修業する施設の長の証明書
- (6) 令第36条第6号に規定する就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職先の証明書及び経費見積書
- (7) 令第36条第7号に規定する医療介護資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア・イ 略
- (8) 令第36条第8号に規定する生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
ア～エ 略
- (9) 令第36条第9号に規定する住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅建設(購入・補修・保全・改築・増築)計画書
- (10) 令第36条第11号に規定する就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、入学又は入所を許可されたことを証する書類
- (11) 令第36条第12号に規定する結婚資金の貸付けを受けようとするときは、婚姻を証する書類
- (12) 略

第19条 法第32条第3項において準用する法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、寡婦福祉資金(団体)貸付申請書(第17号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該母子福祉団体の定款
- (2) 当該母子福祉団体の登記事項証明書
- (3) 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものについては、その事実を証明することのできる書類
- (4) 当該母子福祉団体の行う全事業の前会計年度における収支計算書並

算書並びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

(借用書の提出)

第21条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子父子寡婦福祉資金借用書又は母子父子寡婦福祉資金(団体)借用書にこれに押印した印の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第22条 令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(氏名、住所等の変更等)

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項及び第2項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、同条第5項中「令第7条第3号から第5号まで又は第8号」とあるのは「令第36条第3号から第5号まで又は第8号」と、「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と、「母子修学資金」とあるのは「寡婦修学資金」と読み替えるものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第24条 現に令第36条第3号から第5号まで又は第8号に規定する寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又

びに当該会計年度における事業計画書及び予算書
(5) 略

(借用書の提出)

第21条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者は、速やかに、母子寡婦福祉資金借用書又は母子寡婦福祉資金(団体)借用書にこれに押印した印の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(据置期間の延長)

第22条 令第37条第2項において準用する令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町長の発行する被災証明書又はその事実を証明することのできる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(氏名、住所等の変更等)

第23条 第9条及び第10条の規定は、寡婦福祉資金貸付金に係る氏名、住所等の変更及び休学等の届出について準用する。この場合において、第9条第1項中「法第13条」とあるのは「法第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項」と、「次項及び第3項」とあるのは「第23条において準用する第9条第2項及び第3項」と、「令第9条第3項」とあるのは「令第38条において準用する令第9条第3項」と、「第14条第1項及び第2項」とあるのは「第26条において準用する第14条第1項及び第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第23条において準用する第9条第1項」と、第10条中「令第7条第3号」とあるのは「令第36条第3号」と読み替えるものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第24条 現に令第36条第3号から第5号まで又は第8号に規定する修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が同条第3号から第5号まで又は第8号に定める限

は第8号に定める限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により寡婦福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第26条 略

第13条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	略
	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
略		
第14条第3項	第1項又は前項	第26条において準用する第14条第1項又は第2項
略		

第5章 略

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、別に定める。

度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、当該限度額の範囲内において、当該寡婦福祉資金貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により寡婦福祉資金貸付金の増額を申請する者は、母子寡婦福祉資金増額申請書を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第26条 第13条から第17条までの規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	略
略		
第14条第3項	前2項	第26条において準用する第14条第1項及び第2項
略		

第4章 略

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、別に定める。

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書									
略									
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名			連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	フリガナ氏名		
	生年月日	年	月	日		生年月日	年	月	日
請	住所及び電話番号	住所 〒自宅() ー 携帯			申請者との続柄	住所	住所		
	勤務先	() ー				修学又は修業先	修学又は修業先		
者	収入(月額)	勤労収入	円		離別の理由及びその時期	病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	収入		
		児童扶養手当	円				収入		
		養育費	円				収入		
		主な資産	内容	円			収入		
		その他	内容	円			収入		
計	円		収入			収入			
略									
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子福祉資金() 資金)の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。									
年 月 日									
香川県知事 殿									
貸付申請者 住所									
氏名 ㊦									
連帯借主 住所									
氏名 ㊦									
法定代理人 住所									
氏名 ㊦									
連帯保証人 住所									
氏名 ㊦									
摘									
要									

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式（第4条関係）

母子福祉資金貸付申請書									
略									
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名			連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	フリガナ氏名		
	生年月日	年	月	日		生年月日	年	月	日
請	住所及び電話番号	住所 〒自宅() ー 携帯			申請者との続柄	住所	住所		
	勤務先	() ー				修学又は修業先	修学又は修業先		
者	収入(月額)	勤労収入	円		離別の理由及びその時期	病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	収入		
		児童扶養手当	円				収入		
		養育費	円				収入		
		主な資産	内容	円			収入		
		その他	内容	円			収入		
計	円		収入			収入			
略									
母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金() 資金)の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。									
年 月 日									
香川県知事 殿									
貸付申請者 住所									
氏名 ㊦									
連帯借主 住所									
氏名 ㊦									
法定代理人 住所									
氏名 ㊦									
連帯保証人 住所									
氏名 ㊦									
摘									
要									

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式 (第5条関係)

母子福祉資金(団体)貸付申請書										
略										
貸付を受けようとする事業の理由	事業場の所在地									
	事業の種類									
	事業の使用人員	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの △	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの △	寡婦 △	その他の者 △	計 △				
その他の者を使用する理由										
略										
貸付を受けようとする事業の使用人員のうち、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦の状況	氏名	生年月日	配偶の有無	生死その他別	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
略										
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子福祉資金(資金)の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 貸付申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 ㊟										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式 (第5条関係)

母子福祉資金(団体)貸付申請書										
略										
貸付を受けようとする事業の理由	事業場の所在地									
	事業の種類									
	事業の使用人員	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの △	その他の者 △	計 △						
その他の者を使用する理由										
略										
貸付を受けようとする事業の使用人員のうち、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦の状況	氏名	生年月日	配偶の有無	生死その他別	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
略										
母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金(資金)の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年 月 日 香川県知事 殿 貸付申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 ㊟										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第5号様式（第7条、第17条の5、第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

母子父子寡婦福祉資金借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
借 用 金 額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 方 法	償還 回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ㊟
法 定 代 理 人 住 所
氏 名 ㊟

上記の資金の借用について、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、借主と連帯して債務を負担します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊟

注 未成年者の押印した印を除き、借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第5号様式（第7条、第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

母子寡婦福祉資金借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
借 用 金 額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 期 間	年 月 から	年 月 まで	
償 還 方 法	償還 回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ㊟
法 定 代 理 人 住 所
氏 名 ㊟

上記の資金の借用について、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金借用書特約条項」を守り、借主と連帯して債務を負担します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊟

注 1 未成年者の押印した印を除き、借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

2 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。

第6号様式（第7条、第17条の5、第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
借入金額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸付期間	年 月から	年 月まで	
償還期間	年 月から	年 月まで	
償還方法	償還 回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子父子寡婦福祉資金（団体）借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟
連帯借主 理事 住 所
氏 名 ㊟
理事 住 所
氏 名 ㊟
理事 住 所
氏 名 ㊟

- 注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。
2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第6号様式（第7条、第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

母子寡婦福祉資金（団体）借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸付番号			
借入金額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸付期間	年 月から	年 月まで	
償還期間	年 月から	年 月まで	
償還方法	償還 回	初回以降 最終回	円 円

上記のとおり借用します。

については、香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則及び「母子寡婦福祉資金（団体）借用書特約条項」を守り、相違なく償還します。

また、母子寡婦福祉資金の貸付制度について説明を受け、その内容について理解しました。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟
連帯借主 理事 住 所
氏 名 ㊟
理事 住 所
氏 名 ㊟
理事 住 所
氏 名 ㊟

- 注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。
2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第7号様式（第8条、第17条の6、第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子父子福祉資金（父子資金）の据置期間の延長を申請します。
寡婦

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付期間 年 月から 年 月まで
- 3 延長前の据置期間 年 月から 年 月まで
- 4 延長後の据置期間 年 月から 年 月まで
- 5 据置期間の延長を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所 氏名 ㊟
 連帯借主住所 氏名 ㊟
 法定代理人住所 氏名 ㊟
 連帯保証人住所 氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第8条、第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子福祉資金（寡婦資金）の据置期間の延長を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付期間 年 月から 年 月まで
- 3 延長前の据置期間 年 月から 年 月まで
- 4 延長後の据置期間 年 月から 年 月まで
- 5 据置期間の延長を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所 氏名 ㊟
 連帯借主住所 氏名 ㊟
 法定代理人住所 氏名 ㊟
 連帯保証人住所 氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第17条の8、第24条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子福祉資金（父子福祉資金）の増額を申請します。
寡婦

- 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 増額金額 金 円（月額 円）
- 増額の始期 年 月から
- 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所 氏名 ㊟
 連帯借主住所 氏名 ㊟
 法定代理人住所 氏名 ㊟
 連帯保証人住所 氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第11条、第24条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子福祉資金（寡婦福祉資金）の増額を申請します。

- 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 増額金額 金 円（月額 円）
- 増額の始期 年 月から
- 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主住所 氏名 ㊟
 連帯借主住所 氏名 ㊟
 法定代理人住所 氏名 ㊟
 連帯保証人住所 氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第13条、第17条の10、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子父子寡婦福祉資金貸付辞退申出書

次のおり、母子福祉資金（父子福祉資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。
寡婦

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付金受領済額 年 月から 年 月まで
箇月分 円
- 3 貸付けを辞退する期日 年 月 日
年 月 日

県福祉事務所長 殿

借主住所
氏名 ㊟
法定代理人住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第13条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書

次のおり、母子福祉資金（寡婦福祉資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付金受領済額 年 月から 年 月まで
箇月分 円
- 3 貸付けを辞退する期日 年 月 日
年 月 日

県福祉事務所長 殿

借主住所
氏名 ㊟
法定代理人住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第13条、第17条の10、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子父子寡婦福祉資金減額申出書

次のおり、母子父子福祉資金（寡婦 資金）の減額を申し出ます。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 減額金額 金 円（月額 円）
- 3 減額の始期 年 月から

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借主住所
氏名 ㊟
法定代理人住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第13条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子寡婦福祉資金減額申出書

次のおり、母子福祉資金（寡婦 資金）の減額を申し出ます。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 減額金額 金 円（月額 円）
- 3 減額の始期 年 月から

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借主住所
氏名 ㊟
法定代理人住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式 (第14条、第17条の10、第26条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子父子寡婦福祉資金借主資格喪失届

年 月 日から 母子 父子福祉資金 (資金) の貸付けを受けています
寡婦

が、次の理由により貸付けを受ける資格がなくなったので、届け出ます。

(理由)

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊟
法定代理人 住 所
氏 名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式 (第14条、第26条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号

母子寡婦福祉資金借主資格喪失届

年 月 日から 母子 寡婦福祉資金 (資金) の貸付けを受けています
寡婦

が、次の理由により貸付けを受ける資格がなくなったので、届け出ます。

(理由)

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住 所
氏 名 ㊟
法定代理人 住 所
氏 名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第17条の10、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子父子福祉資金（寡婦 資金）の償還の猶予を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の猶予期間 年 月から 年 月まで
- 4 償還の猶予を申請する理由

年 月 日

県福祉事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子福祉資金（寡婦 資金）の償還の猶予を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の猶予期間 年 月から 年 月まで
- 4 償還の猶予を申請する理由

年 月 日

県福祉事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式 (第17条、第17条の10、第26条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書

次のおり、母子父子福祉資金（寡婦資金）の償還の免除を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の免除額 円
- 4 償還の免除を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式 (第17条、第26条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還免除申請書

次のおり、母子福祉資金（寡婦資金）の償還の免除を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の免除額 円
- 4 償還の免除を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名 ㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式 (第17条の2 関係)

父子福祉資金貸付申請書												
※県処理事項		受付		第 年 月 日		決定		第 年 月 日		貸付		
資金の種類		資金		※		資金の種類		資金		第 号		
申請金額		円 (月額)		円		貸付金額		円 (月額)		円		
貸付期間		年 月 ~ 年 月		貸付期間		年 月 ~ 年 月		償還の方法及び期間		年 簡月償還		
償還の方法及び期間		月 賦 半年 賦 年 簡月償還		※		償還の方法及び期間		月 賦 半年 賦 年 簡月償還		備 考		
据置期間		年 簡月		備 考		自宅外 特別		支 払 希 望		銀行 (支) 店		
金融機関		口座名義 (カタカナで記入)		当座 普通		口座 番号		償還金の口座振替希望		有・無		
申 請 者	フリガナ氏名		-----		連 帯 借 主 と な る 児 童 等	フリガナ氏名		-----				
	生年月日		年 月 日			生年月日		年 月 日				
	住所及び電話番号		〒 自宅 () --- 携帯			住 所		申請者との続柄				
	勤務先		() ---			修学又は修業先						
	収入(月額)		円		離 別 の 理 由 及 び そ の 時 期	勤 労 収 入		円		病 死 ・ 事 故 死 ・ 離 婚 ・ 遺 棄 ・ 海 外 在 留 ・ 法 令 拘 禁 ・ 障 害 ・ そ 他 () 年 月 日		
	児童扶養手当		円			養 育 費		円				
	主 な 資 産		内 容 : 円			そ の 他		内 容 : 円				
	計		円									
	申請者以外の家族の状況		続柄		氏 名		生 年 月 日		勤 務 先 ・ 学 校		収 入 (月 額)	
						年 月 日				円		
						年 月 日				円		
						年 月 日				円		
						年 月 日				円		
連 帯 保 証 人	フリガナ氏名				申請者との関係							
	生年月日		年 月 日		収入及び資産		勤 労 収 入		円			
	住所及び電話番号		〒 自宅 () --- 携帯		そ の 他 収 入		内 容 : 円		主 な 資 産		内 容 (土 地 ・ 建 物 等)	
	勤務先				主 な 負 債							

貸付けを受けようとする理由					
償還するときの財源					
現在の負債の状況	種類				
	借入金額	円	円	円	円
	借入年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	未償還額	円	円	円	円
	償還完了予定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
借入先					
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子福祉資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">貸付申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯借主 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">法定代理人 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住所 氏名 ㊟</p>					
摘要					

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
- 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第17号様式 (第17条の3 関係)

父子福祉資金 (団体) 貸付申請書									
※ 県処理事項	受付	第 号		決定	第 号		貸付け	第 号	
資金の種類	資金				※	資金の種類	資金		
申請金額	円				決定事項	貸付金額	円		
償還の方法及び期間	年賦 半年賦 月賦	年償還 箇月償還			備考	償還の方法 及び期間	年賦 半年賦 月賦	年償還 箇月償還	
	据置期間 年 箇月								
支払希望 金融機関	銀行 (支) 店 (当座・普通) (償還金の口座振替希望 有・無)								
法人の名称及び 主たる事務所の 所在地	(フリガナ) 法人の名称 所在地								
法人の設立許可 (認可) 年月日	年 月 日			法人の設立 登記年月日	年 月 日				
貸付けを受けようとする事業	事業場の所在地								
	事業の種類								
	事業の使用人員	配偶者のない男子で現に 児童を扶養しているもの			寡 婦	その他の者	計		
		人			人	人	人		
その他の使用する理由									
理事の状況	氏 名	性 別	生年月日	配偶者の有無	生 別 死 他 その 別	住 所	職業及び 収入	主な資産 及び負債	

貸付けを受けようとする事業の使用人員のうち、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦の状況	氏名	生年月日	配偶者有無	生死別その他別	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
資産の状況 (年月日現在)	物件別		土地	建物	附帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計
	基本財産	数量	m ²	構造	構造	品名数量	種類			
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	運用財産	数量	m ²	構造	構造	品名数量	種類			
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
負債	内訳	父子福祉借入金	資金	その他借入金	の金	未払の金	その他	計		
	金額	円	円	円	円	円	円	円		
資産総額		円		正味資産額		円		(資産総額-負債) 円		
貸付けを受ける事業の概要及び資金の使途についての計画										
償還計画	償還年次		償還金充当財源の調達方法							
	1	(年)								
	2	(年)								
	3	(年)								
	4	(年)								
母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子福祉資金 (資金) の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。 香川県知事 殿 貸付申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名										
年 月 日										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第18号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書	
略	
母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦福祉資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
年 月 日	
香川県知事 殿	
貸付申請者	住所 氏名 ㊦
連帯借主	住所 氏名 ㊦
連帯保証人	住所 氏名 ㊦
摘要	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第18条関係）

寡婦福祉資金貸付申請書	
略	
母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
年 月 日	
香川県知事 殿	
貸付申請者	住所 氏名 ㊦
連帯借主	住所 氏名 ㊦
連帯保証人	住所 氏名 ㊦
摘要	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 保証人が複数である場合は、摘要の欄に記入してください。
 3 連帯保証人の欄は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
 4 口座番号の欄は、右詰で記入してください。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第19号様式 (第19条関係)

寡婦福祉資金 (団体) 貸付申請書										
略										
貸付を受けようとする事業	事業場の所在地									
	事業の種類									
	事業の使用する人員	寡婦	その他の者	計						
		人	人	人						
その他の使用理由										
略										
貸付を受けようとする事業の使用人員のうち、寡婦の状況	氏名	生年月日	配偶の有無	生別死その他	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
略										
母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦福祉資金 (資金) の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。										
香川県知事 殿 年 月 日										
貸付申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 ㊟										

第17号様式 (第19条関係)

寡婦福祉資金 (団体) 貸付申請書										
略										
貸付を受けようとする事業	事業場の所在地									
	事業の種類									
	事業の使用する人員	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦であるもの	その他の者	計						
		人	人	人						
その他の使用理由										
略										
貸付を受けようとする事業の使用人員のうち、又は寡婦であるもの又は配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦であるものの状況	氏名	生年月日	配偶の有無	生別死その他	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
略										
母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金 (資金) の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。										
香川県知事 殿 年 月 日										
貸付申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 ㊟										

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 略 健康福祉総務課・長寿社会対策課 略 子育て支援課 (1)～(6) 略 (7) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)の施行に関すること。 (8)～(18) 略 障害福祉課～生活衛生課 略	第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課・長寿社会対策課 略 子育て支援課 (1)～(6) 略 (7) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)の施行に関すること。 (8)～(18) 略 障害福祉課～生活衛生課 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第3条 香川県災害対策本部規則(昭和38年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
別表第2(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 70%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>子育て支援班</td> <td>健康福祉部子育て支援課</td> <td>1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子・父子福祉施設</u>の災害応急対策に関すること。 3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				健康福祉部	略			子育て支援班	健康福祉部子育て支援課	1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子・父子福祉施設</u> の災害応急対策に関すること。 3 略	略			略				別表第2(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 10%;">課等</th> <th style="width: 70%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>子育て支援班</td> <td>健康福祉部子育て支援課</td> <td>1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子福祉施設</u>の災害応急対策に関すること。 3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	課等	分掌事務	略				健康福祉部	略			子育て支援班	健康福祉部子育て支援課	1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子福祉施設</u> の災害応急対策に関すること。 3 略	略			略			
部	班	課等	分掌事務																																										
略																																													
健康福祉部	略																																												
	子育て支援班	健康福祉部子育て支援課	1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子・父子福祉施設</u> の災害応急対策に関すること。 3 略																																										
	略																																												
略																																													
部	班	課等	分掌事務																																										
略																																													
健康福祉部	略																																												
	子育て支援班	健康福祉部子育て支援課	1 略 2 <u>婦人保護施設及び母子福祉施設</u> の災害応急対策に関すること。 3 略																																										
	略																																												
略																																													

(香川県会計規則の一部改正)

第4条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(収納の特別の取扱い) 第34条の2 略</p> <p>(1) 略 (2) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金 (3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(随意契約ができる場合) 第184条 略</p> <p>(1)～(9) 略 (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として知事の認定を受けた者(以下「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。 (11)～(16) 略</p>	<p>(収納の特別の取扱い) 第34条の2 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第28条の規定による納入の通知をした次に掲げる歳入について、現金又は証券の納付を受けることができる。 (1) 略 (2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金 (3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 (1)～(9) 略 (10) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体又はこれに準ずる者として知事の認定を受けた者(以下「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。 (11)～(16) 略</p>																						
<p>別表第3(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小豆総合事務所の出納員</td> <td>税務課の収入取扱員</td> <td>小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>小豆総合事務所の収入取扱員</td> <td>小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払	<p>別表第3(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小豆総合事務所の出納員</td> <td>税務課の収入取扱員</td> <td>小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>小豆総合事務所の収入取扱員</td> <td>小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	略			小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査
左欄	中欄	右欄																					
略																							
小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)																					
	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払																					
左欄	中欄	右欄																					
略																							
小豆総合事務所の出納員	税務課の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納(小豆総合事務所の収入取扱員が収納するものを除く。)																					
	小豆総合事務所の収入取扱員	小豆総合事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査																					

		代金、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納
略		
東讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	東讚保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員及び東讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	東讚保健福祉事務所の収入取扱員	東讚保健福祉事務所の水質検査の手数料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養管理手数料、引き取った犬又は猫の返還手数料及び引き取った犬又は猫の飼養管理手数料並びに母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
中讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	中讚保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還金の収納（中讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	中讚保健福祉事務所の収入取扱員	中讚保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還金の収納（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
西讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	西讚保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還金の収納（西讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	西讚保健福祉事務所の収入取扱	西讚保健福祉事務所の母子福祉資金、 <u>父子福祉資金</u> 及び寡婦福祉資金の償還

		手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納
略		
東讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	東讚保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員及び東讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	東讚保健福祉事務所の収入取扱員	東讚保健福祉事務所の水質検査の手数料、抑留犬返還手数料及び抑留犬飼養管理手数料、引き取った犬又は猫の返還手数料及び引き取った犬又は猫の飼養管理手数料並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
中讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	中讚保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（中讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	中讚保健福祉事務所の収入取扱員	中讚保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
西讚保健福祉事務所の出納員	税務課の収入取扱員	西讚保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（西讚保健福祉事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	西讚保健福祉事務所の収入取扱	西讚保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納（税務

員	金の収納（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
略	

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般(特	別)会	計
歳	入	歳	出
年	度	経	過
		県	未
		払	金

支		払					
区	分	件数	支払済額	未払額	支受	払額	書額
合	計						
母子父子寡婦福祉資金特別会計							
小規模企業者等設備導入資金特別会計							
年	度	経	過	県	未	払	金

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

員	課の収入取扱員が収納するものを除く。）
略	

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般(特	別)会	計
歳	入	歳	出
年	度	経	過
		県	未
		払	金

支		払					
区	分	件数	支払済額	未払額	支受	払額	書額
合	計						
母子寡婦福祉資金特別会計							
小規模企業者等設備導入資金特別会計							
年	度	経	過	県	未	払	金

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

(香川県営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県営住宅条例施行規則(昭和39年香川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの) 第8条の2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及びその扶養する児童(同条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。)で構成される世帯</p> <p>(6) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子及びその扶養する児童</u>で構成される世帯</p> <p>(7)～(12) 略</p>	<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの) 第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及びその扶養する児童(同条第2項に規定する児童をいう。以下同じ。)で構成される世帯</p> <p>(6) 配偶者のない男子及びその扶養する児童で構成される世帯</p> <p>(7)～(12) 略</p>

(訓練手当支給規則の一部改正)

第6条 訓練手当支給規則(昭和41年香川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者) 第3条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の</p>	<p>(支給対象者) 第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。)の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項の認定職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により</p>

障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9)～(15) 略

2 略

(調整)

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が第2号から第4号までに掲げる給付（第3条第1項第1号から第11号までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(4) 略

2 略

長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10号において同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの（雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当する者に限る。）

(9)～(15) 略

2 略

(調整)

第7条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が第2号から第4号までに掲げる給付（第3条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付の額がこの規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

(1)～(4) 略

2 略

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第7条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						
課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分			課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
総務課～生活福祉課 略							総務課～生活福祉課 略						
保健福祉課	1 母子及び父子並びに寡婦	(1) 母子福祉資金、父子福祉資金	略				保健福祉課	1 母子及び寡婦福祉法関係	(1) 母子福祉資金又は寡婦福祉資	略			

<u>福祉法関係事務</u> <u>法…母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> <u>政…母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>	又は寡婦福祉資金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、 <u>31条の6第1項から4項まで</u> 、 <u>32条1項・2項・4項</u> ）
	(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、 <u>31条の6第3項</u> 、 <u>37条3項</u> ）
	(3) 母子事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政8条5項、 <u>31条の6第5項</u> 、 <u>37条5項</u> ）
	(4) 母子修

<u>事務</u> <u>法…母子及び寡婦福祉法</u> <u>政…母子及び寡婦福祉法施行令</u>	金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、 <u>32条1項・3項</u> ）
	(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、 <u>37条2項</u> ）
	(3) <u>事業開始資金等</u> の据置期間を延長すること。（政8条5項、 <u>37条2項</u> ）
	(4) <u>修学資</u>

学資金等の
交付の停止
又はその減
額を決定す
ること。(
政11条、31
条の7、38
条)

(5) 母子修
学資金等の
貸付けを停
止すること。
(政12条、31
条の7、
38条)

(6) 母子福
祉資金等の
貸付けを受
けた者に貸
付金の一時
償還を請求
すること。
(政16条、31
条の7、
38条)

(7) 母子福
祉資金等の
貸付けを受
けた者から
違約金を徴
収し、又は
支払期日に
支払わない
ことに災害

金の交付の
停止又はそ
の減額を決
定すること。
(政11条、
38条)

(5) 修学資
金等の貸付
けを停止す
ること。(政
12条、38
条)

(6) 母子福
祉資金等の
貸付けを受
けた者に貸
付金の一時
償還を請求
すること。
(政16条、
38条)

(7) 母子福
祉資金等の
貸付けを受
けた者から
違約金を徴
収し、又は
支払期日に
支払わない
ことに災害

	<p>その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、<u>31条の7</u>、38条)</p>
	<p>(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、<u>31条の7</u>、38条)</p>
	<p>(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。(政19条1項、<u>31条の7</u>、38条)</p>
2～4 略	
土地改良課・用地管理課 略	

	<p>その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、38条)</p>
	<p>(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、38条)</p>
	<p>(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができること等を認定すること。(政19条1項、38条)</p>
2～4 略	
土地改良課・用地管理課 略	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 略		略		
	2 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係事務 法…母子及び父子並びに寡婦福祉法	(1) 母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、 <u>31条の6第1項から4項</u> まで、 <u>32条1項・2項・4項</u> ）			
	政…母子及び父子並びに寡婦福祉法	(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、 <u>31条の6第3項</u> 、 <u>37条3項</u> ）			
		(3) 母子事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政8条5項、 <u>31条の6第5項</u> 、 <u>37条5項</u> ）			
		(4) 母子修学資金等の交付の停止又はその減額を決定すること。（政11条、 <u>31条の7</u> 、 <u>38条</u> ）			

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 略		略		
	2 母子及び寡婦福祉法関係事務 法…母子及び寡婦福祉法	(1) 母子福祉資金又は寡婦福祉資金（以下この関係事務において「母子福祉資金等」という。）の貸付けを決定すること。（法13条、14条、 <u>32条1項・3項</u> ）			
	政…母子及び寡婦福祉法施行令	(2) 母子福祉資金等に係る償還金を徴収すること。（政8条3項、 <u>37条2項</u> ）			
		(3) 事業開始資金等の据置期間を延長すること。（政8条5項、 <u>37条2項</u> ）			
		(4) 修学資金の交付の停止又はその減額を決定すること。（政11条、 <u>38条</u> ）			

(5) 母子修学資金等の貸付けを停止すること。(政12条、31条の7、38条)

(6) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。(政16条、31条の7、38条)

(7) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、31条の7、38条)

(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、31条の7、38条)

(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができることを認定すること。(政19条1項、31条の7、38条)

3・4 略

(5) 修学資金等の貸付けを停止すること。(政12条、38条)

(6) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に貸付金の一時償還を請求すること。(政16条、38条)

(7) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者から違約金を徴収し、又は支払期日に支払わないことに災害その他やむを得ない理由があることを認定すること。(政17条、38条)

(8) 母子福祉資金等に係る納付金を徴収すること。(政18条、38条)

(9) 母子福祉資金等の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払猶予を決定し、又は連帯借主が支払期日に償還金を支払うことができることを認定すること。(政19条1項、38条)

3・4 略

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第8条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1～21 略		1～21 略	
22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号。以下この項において「規則」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条第2項、第16条第1項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第1項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条の2、第17条の3、第17条の6第1項、第17条の8第2項、第18条、第19条、第22条第1項及び第24条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条第3項及び第4項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第15条(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条第2項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第2項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条の4、第17条の6第2項、第17条の9、第20条、第22条第2項並びに第25条に規</p>	22 特例条例 別表第2の 22の項の規 則で定める 書類	<p>香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号。以下この項において「規則」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第4条、第5条、第8条第1項、第11条第2項、第16条第1項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第1項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第18条、第19条、第22条第1項及び第24条第2項に規定する申請書</p> <p>(2) 規則第6条、第8条第2項、第12条、第14条第3項及び第4項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第15条(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条第2項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第17条第2項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)、第20条、第22条第2項並びに第25条に規定する通知書</p>

<p>定する通知書</p> <p>(3) 規則第7条、<u>第17条の5</u>及び第21条に規定する借用書</p> <p>(4) 規則第9条第1項、第2項及び第4項(規則第17条の7及び第23条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係る書類</p> <p>(5) 規則第9条第3項(規則第17条の7及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る書類</p> <p>(6) 規則第10条(規則第17条の7及び第23条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第14条第1項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届</p> <p>(7) 規則第13条第1項(規則第17条の10及び第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する申出書</p>	<p>(3) 規則第7条及び第21条に規定する借用書</p> <p>(4) 規則第9条第1項、第2項及び第4項(規則第23条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係る書類</p> <p>(5) 規則第9条第3項(規則第23条において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る書類</p> <p>(6) 規則第10条(規則第23条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第14条第1項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届</p> <p>(7) 規則第13条第1項(規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する申出書</p>
23～36 略	23～36 略

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第9条 香川県小豆総合事務所規則(平成14年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。</p> <p>(8)～(23) 略</p> <p>5～12 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保健福祉課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。</p> <p>(8)～(23) 略</p> <p>5～12 略</p>

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第10条 香川県保健福祉事務所規則(平成14年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項) 第2条 略 健康福祉総務課 (1)～(11) 略 (12) <u>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する</u>こと。 (13)～(19) 略 生活福祉総務課～環境管理室 略</p>	<p>(分掌事項) 第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。 健康福祉総務課 (1)～(11) 略 (12) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。 (13)～(19) 略 生活福祉総務課～環境管理室 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則第1号様式及び第4号様式並びに第4条の規定による改正前の香川県会計規則第81号様式(その2)による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。